

～ 品川区社会福祉協議会 成年後見センター 視察報告書 ～

1. 「法人後見」を行うに至ったきっかけ

どのような形で問題提起がなされたのですか？（行政、関係団体などから？）

品川区（行政）を主導で検討委員会を設置。

すでに展開していた「財産保全サービス」と「権利擁護事業」をどう連動させるかを検討。

平成7年度の「財産保全・管理サービス」の実施までの経緯は？

実施するが、利用者のニーズと合わず、件数が伸びなかった（資料番号5：P19参照）。

財産管理だけでは、対応ができない問題が多くなってきた（主に身上監護への対応）。

品川区および東京都との関わり

東京都と品川区からそれぞれ補助金をもらっている（資料番号7：P43参照）

・東京都（権利擁護事業受託金）： 4,878,000円

・品川区（権利擁護事業受託金）： 12,001,000円

・利用者負担金収入（利用料収入）：2,111,000円

先に都・利用料収入を支出し、区の補助金が余ったら返還しているとのこと。

「地域福祉権利擁護事業」との関係

すでに「あんしんサービス」という類似事業を実施しているため、重点事業としてはいない。予算の関係上、実施している状況。

「あんしんサービス」...権利擁護事業等を含む委任契約（資料番号8：P9参照）

判断能力があっても利用可能。

判断能力が低下に備え、徐々に「任意後見契約」へ移行していく。

権利擁護事業：専門員1名（= 新任コーディネーター）と業務担当職員1名を置く。

権利擁護事業を積極的に展開しているのではなく、便宜上置いている。

2. 事務局体制について

職員について

ア. コーディネーターとは（役割や給与・手当、正規職員・嘱託・臨時職員など）？

コーディネーター：権利擁護事業の専門員にあたる。実際の訪問業務、「支援プラン」を作成

配置人員： 契約職員 3名 区職員出向 2名 計5名体制

給与・手当については、（資料番号7：P43参照）

正規職員：契約職員を3年以上、試験を受け、空きがあれば、正規職員になれる。

出向職員：事業開始から一定期間を予定していたが、継続している。

イ. どのように利用者を振り分けていますか？

振り分けはケースに応じて行っている。

利用者1名に対して、コーディネーター2名体制で対応。

ウ. コーディネーターひとりあたりの担当数の設定（設定の算定方法など）

設定なし（現状は、「あんしんサービス」、「法定後見」合わせて、10～20件ほど）

20件でも業務量は多い。特に財産確定や銀行とのやり取りなどが負担。

法定後見の場合、本人、親族関係や財産問題の対応が負担。

エ. 利用者が増加した場合の対応はありますか？（職員の増員など）

特に取り決めがない状況。

予算は、区への返還が680万円ほどあるため、調整を行うと思われる。

また、件数が増加した分、利用料負担金収入が見込める。

任意後見：1名あたり月40,000円。

オ．職員の研修等の実施は？

独自研修の開催なし。都が主催する権利擁護事業の専門員研修へ参加。

カ．「支援員」とは？

社協のボランティアに関わっている方。（20名ほど 時給；1,000円）

役割：定期見守り、自宅保全、買物・荷物のお届け、施設での金銭管理チェック。

金銭の引き出しなどは行っていない。

施設へ訪問の意義 行って話しをすることだけでもいい。

在宅からのつながりで”会う”ことだけでも本人の刺激になる。

今後：都が「後見人養成講座」を実施を予定しており、受講検討。

市民後見人へ移行も検討。

キ．「協力専門家」とは？

特に委嘱や登録などはなく、事務局の便宜上の名称。

医師・弁護士・不動産・税理士・司法書士・公証人など。

金銭出納管理

ア．金銭管理の方法及び管理体制

金銭の出し入れは、コーディネーターのみ、2名体制で引き出し(支援員は不可)台帳を作成し、領収書・通帳コピーを添付して、局長決裁。

書類保管

ア．保管方法及び管理体制

貸し金庫を利用。鍵は、社協にて保管。職員のみが対応。

イ．保険などのリスクマネジメント

ボランティア保険、運送保険（補償額1億円）にて、対応。

ウ．預かり金額の上限設定

設定なし。

「後見センター運営委員会」について

ア．具体的な審査内容・監査事項、方法など

区長申立の決定、「支援プラン」の内容確認など、運営を管理（資料番号5：P70参照）。
委員会の開催頻度：年4回程度

イ．任期・手当など

- ・委員長・弁護士・医師：20,000円/2時間
- ・福祉関係者・民生委員：10,000円/2時間

その他

ア．業務マニュアル・システム開発の状況

想定していた以上に業務量が多く、当初作成したマニュアルを現状にあったものへ変更中。
葬儀・納骨の対応などについて、生活保護からの協力が得られなかった。

システム...事業開始前に開発したが、統計もとれないため、使用せず。

3. 事業内容について

後見事務の内容

ア. 「支援プラン」の内容

本人の意思により、身上監護、財産管理の目標などを設定
(資料: 「あんしんのチェックリスト」参照)。

イ. 「定期訪問」の頻度はどれくらいですか?

月1回、支援員が訪問(在宅・施設に限らず)
訪問以外に「安否確認」の電話をかけてさせている。

ウ. 「財産保全」の具体的な内容

任意後見のみ、「ペイオフ対策」などを行う。「あんしんサービス」の方は対応なし。

エ. 関係機関(弁護士・司法書士・社会福祉士会)とはどのように連携をしていますか?

弁護士会との連携は行っているが、特に定例の連絡会などはない。

オ. 緊急時の対応について(急変や死亡、勤務時間外、休日など)

室長が24時間・365日緊急用携帯電話を所持。
負担感: 急変はほとんどないため、負担感は少ない。悪化しそうなケースは事前調整を行っている(葬儀会社へ連絡を入れるなど)。
サテライト担当支援員(2名)にも携帯電話を所持してもらっている。
死亡時: 死亡確認は病院へ依頼(入院手続きの際に調整を行う)

カ. 「公正証書遺言」や「委任サービス契約」の内容、作成の際の留意点など

法定後見は、遺言書が作れない。任意後見の場合、設定していく(資料番号5:P76)
(葬儀の方法を決める。ADLが低下した場合、作成に同行)
作成の際の留意点...家族との調整。基本的に「あんしんサービス」の利用者は、
しっかりしているため、支障はない。
内容を家族に知らせるかどうかは、本人の意思に任せる。

支援までの流れ(資料番号1参照)

ア. 利用条件(資料番号2参照)

「任意後見コース」、「法定後見コース」の2種類がある。
「任意後見コース」は、「あんしんサービス(権利擁護事業に類似)」を入口に「任意後見契約」
や「公正証書の作成」などに移行していく、本人の判断能力を活用していく支援
(本人の希望により利用)。
「法定後見コース」は、すぐに後見人が必要な場合に対応(区と協議の上利用)。

イ. 遠隔地にいるもしくは移った場合の対応は?

遠方の利用者は、受けない。
他市町村の場合、リーガルへ。遠方は、他の団体へ。近隣・区内を対応

ウ. 利用者の決定はどのようになっていますか?

「ケース会議」、「ケース方針決定会議」にて、決定。

エ. 「ケース方針会議」とは?

区の部課長・社協局長などで構成。区長申立、法人後見、福祉的対応の必要性などを決定。

オ．区との連携はどのように行っていますか？

「ケース方針会議」を通じての連携

カ．「福祉的対応のルール」とは？(資料番号9参照：P23)

すでに判断能力が低下しているなどの理由で後見活動開始が待てない場合、区の依頼により、金銭管理部分の支援を行う。

福祉的対応の条件 急を要する支援が必要なこと。
支援者が当面いないこと。
様々な事情があり、すぐには制度に結び付けられないこと。

死後の対応・葬送の執行について

ア．公正証書遺言等作成の支援は行っていますか？

(資料番号8：P12)を参年4回、遺言の書き方講習を実施。

イ．生前に行う支援

葬儀会社との協力は？

死亡後は病院から葬儀会社へ連絡、対応。

葬送などの生前契約はありますか？

生前予約は行っていない。

ウ．死亡時の対応はどのように行っていますか？

葬送の具体的な流れは？

葬儀会社に対応。火葬のみ(坊さんのみ)、お墓がない場合は共同墓地を利用。

納骨・埋葬・墓地の使用や費用など

事前に現金200万円を引き出し、貸金庫にて保管。

エ．身寄りがいない場合の応(行政との役割分担や取り決めなどはありますか？)

法定後見人で財産がないケースは対応していない。生活保護世帯についても対応せず。保護世帯への支援は、区のワカへ任せている。

オ．相続などの支援は？

遺留品の返還には、推定相続人全員(身分証明書・保険手帳持参)・弁護士が立会い。

4．財源について

利用料と報酬の関係について

ア．「利用料＝報酬」となっているのでしょうか？

任意後見：月5,000円(利用料＝報酬)
安く設定しているため、見直しの検討が必要。

人件費の確保(区の補助、報酬など)(資料番号7：P73・74参照)

区・都・権利擁護事業の3つで賄われている。
都・権利擁護事業の予算、報酬・利用料収入の消化し、最終的に残った予算を区へ返還。

成年後見制度利用援助事業との関係は？

生保は対応していないため、活用していない。区としても使っていない。
区から必要な事業は、補助受けているため、利用の必要はない。

5. その他

「基金」について

ア. 「基金」の財源（資料番号7：P60参照）

区より、補助金1,300万円

イ. 「支払い猶予制度」とは？

”リバースモーゲージ”的な扱い。死亡後に返してもらう。今のところ、利用者はいない。

ウ. 「猶予」できる対象者は？

「支払猶予」というよりは、「福祉的対応」をしている場合、現金に手が付けられない場合の立替費用として使っている。

財産保全処分がなかなか家裁がやってくれないため、現金に手が付けられない。

高齢者虐待への対応（区との連携など）

財産侵害・身体的な虐待への対応は今のところない。今後、検討が必要。

後見監督人の受任について（受任していく予定は？）

受任なし、予定もない。任意後見の場合は、あり。
行政書士のNPO法人をサポートしていることはある。
専門家が後見のノウハウを持っていないことがあり、サポートしている。

法人後見を実施のメリット

- 1) .利用者の安心感。
- 2) .組織として対応ができる。難しい事例への対応ができる。
- 3) .福祉に関するノウハウが活用できる。財産管理以上に身上監護が大切。
運営委員会の利用で安心を安価で担保し、対応ができる。
- 4) .施設・病院に関する情報が活用できる。
- 5) .地域とのネットワークが活用できる。

～ デメリット ～

- 1) .職員の固定ができない（逆にメリットにもなっていることもある）
- 2) .土日・夜間の対応。

法人後見の課題

ア. 医療に関する対応（医的侵襲など）

本人の意思でしか対応ができない。
過去に「輸血への同意」を求められた 「最善の方法を」と回答
親族がいれば、連絡をとり、判断を求める。

イ. 身元保証

「身元保証人」という”名称”は使えないが、後見人として対応できるよう調整。